

高橋雄三先生

お世話様に成っております。先生のコラム（第28回）興味深く読ませていただきました。特に（3）果樹園経営・・・の考えは、私の考えそのものです。

私は、農業経営の基本目標に、「土造り」と「作物（果樹樹）の健全化」を考えて居りました。

通常、梨の場合1年目、苗木を植え、その年から通常の手入れを続けます。樹の伸びに従い枝葉の手入れ、肥料の施肥、病害虫の予防、樹勢の確立などです。

果実を成らせるのは通常5～6年目からで、最初は2～3個から、徐々に多くなり果実の売り上げとその年の経費が同じになるのが8～10年目です。

この期間の投下資金は通常経費とされず、育成費として積み立てられ、（償却資産として）その後『償却費』として取り崩すことになります。

初めて開園する場合は、この事は理解できるし計算も出来ますが、私共のように、毎年植え替えしている場合は、費用の計算が煩雑になり、適正に出来ません。そんな事から政令で私共のように、毎年計画的に植え替えを継続する場合、育成費の積み立て、償却費の取り扱いを省略出来る様に成了ったようです。

私の場合は、平成の初期に受講した県農業会議主催の簿記講習で、私共のようには毎年計画的に植え替え更新している場合は、育成費用の計算、果樹償却費の計算を省略して良いとの指導を受け、以後はその時点計上していた金額を「存目勘定」として計上しており、その後の植え替えの苗木代その他の費用は、その年の経費として取り扱ってきました。

この手法はその後の青色申告にも計上していますし（青色申告にも貸借対象表を提出していました）。又その後指導頂いていた会計士さんや、私共の資料を提供していた東北農政局統計室などでも合法として了解されておりました。（統計室への資料提供は平成4～5年ごろから22年まで行っておりました）

経営を法人化した経緯についてですが、私が60歳を迎えたのを機に、後継者への経営移譲を行いました。農業委員会への手続きを済ませ、経営の合理化、透明性、私共夫婦や息子の妻に対する給料などの支払いを明確にする所謂家族協定書の作成などしましたが、その後県農業会議指導員の助言もあり一歩進めて、経営を法人化することにしました。法人化するにあたっては、前記指導員の助言で、農地は、所有者関本好一のまま、無償貸し付け、建物（倉庫2棟、店舗兼作業場）農機具類は法人所有（減価償却費対応）。好一は構成員に入らず、従業員として参加するようになりました。

果樹樹木についても、法人の固定資産「大植物」として入れましたが、金額はそれまで私が青色申告に掲載していた金額を存目勘定として計上して居ります。

農業法人については、当時一般法人とは区別されていて、私共の定款には、事業として、農産物の生産、加工。販売とはっきりうたっておりました。(フルーツガーデン関本登記簿謄本は、あぶくま法律事務所に送付しています)

法人化の目的はあくまで農業経営の合理化、透明性、家族への労働対価の支払いなどを明文化することに在り、60歳を過ぎた者は構成員に成る事も不適とされ私は法人の構成員に入りませんでした。

その後改正されているでしょうが。

従いまして、今回の賠償問題で、法人の場合、償却資産は帳簿価格によると言われても納得できません。

営業賠償については、確かに平成28年12月分まで受領しています。しかし、その中に果樹樹の償却費も含まれている云々は、さておき、果樹特に梨の場合を考えると5年も放置された畠は、再生産は不可能です。

これ迄の経験から判って居る事は、梨の場合、気象災害や、病害などで一度樹勢を弱らせてしまうと、元の樹勢を回復させるのに、最低3年は掛っています。

1年放置された畠を再生、元の収量を回復するには、最低でも5~6年は掛って居ます。これは同業者や私自身経験した事実です。

ましてや、今回のようにすでに5年も放置された畠は、万一これから栽培を許可されたとしても、すべて新たに植え替えをしなければ再生は出来ません。

再出発したとして、新植した場合、10年間収入は見込めないです。費用だけが掛かるのです。米造りのように再出発した年から収入を見る事は出来ないです。

樹の若返り、最適品種構成の構築などを目標に、50年に亘る努力は完全に無に成ってしまったのです。5~6年作れなかった分は営業補償したではないか。の言い分は余りにも実情を知らな過ぎます。

それらの事を考えれば、私たちは、営業賠償とは別に果樹樹に対する補償は受けれる権利が有ると思っています。

日本における果樹産業の歴史が浅い事や、農家の多くが米造りで有る事を考えても、農家イコール米造りの発想で物事を処理しようとする政策にもほとほとあきれています。

先生のコラム（3）に記されているように、果樹経営を業とする者にとって一番重要な事は、長期に・安定的に・継続する事だと思っております。私共のように親から子へ子から孫と4代に亘って果樹栽培を続けて居る者にとって、一番大切な事として努力してきたことは、果樹園全体として樹の若返りとバランスでした。もう一つは、同じ畑で100年も作り続ける為の土造でした。

「土造り」なんて言っても、一般の方には何のことか解からないでしょう。私たちが『土』を新しく造るわけでは有りません。 梨畑なら梨樹が元気に育ち美味しい実が一杯成るような樹に育つ畑にしてやる事」なんです。野菜畑なら野菜が元気にすくすく育ちやすい土にしてやることです。

作業としては、堆肥や有機質資材を畑に入れる事から始めましたが、人生の後半には、それまでの経験から、畑を耕すことを止め、（無耕起栽培）畠一面草を生し、作業の邪魔にならない限り草を伸ばしました。私の背丈より高く成った時もあります。その他道路脇の草を刈り取ったものを（町内の建設業者から）貰い受け畠一面に敷き詰めたりもしました。（約20年継続しました）

ですから私のうちの畑は、どんなに大雨が降っても全部地下に浸透して雨の翌日にはズック靴で作業できたりし、夏中雨が降らなくても樹は元気に実を育てて呉れました。 美味しい果物を作る秘訣は、年中樹にストレスを与えないで育てる事のようです。

最近読んだ本に、私のような土造りをしていると、土の中に大変な数の微生物や小さな生き物が増え、それが植物（樹）の健康に役立っている様です。

樹が健康に育つことによって、病気や害虫の害も少なくなって、それらの防除作業も大幅に少なくなりました。1例として寄生虫の代名詞にもなっている「ダニ」類が生息はしていても、余り繁茂しないので、ダニ対象の防除は10年に3回でした（通常指導機関の指導は、年間3回迄を目標にしています）（H13～H22年）

今回の田畑に対する賠償は、そんな畑も、みんな一緒です。大字単位で畑は畑、田は田で一律評価です。これが日本の平等なのかと思います。

私の所有地についてみると、耕作不適地で30年耕作放棄していた「田」が一番高額評価でした。米本位性の400年前の考えが、未だに役人の頭を支配しているのでしょうか。日本にやる気の有る農家なんて要らないとの宣言なのでしょうか。

「フルーツガーデン関本」の現状をお知らせします。

私共一家、震災翌日、町の指導で（誘導で）田村市内の体育に1泊をスタートに奥会津只見町に2年、その後縁あって千葉県香取市内の梨園をお借りし果樹経営を再スタートさせました。私共老夫婦は、諸般の事情から只見町で1ヶ月避難後、会津若松市内に3年、一昨年春から現在地に生活しております。

息子は、原発事故の状況や、子供たちの事を考え、大熊町での再出発を諦め約1年がかりで友人、知人を頼りに候補地を探し、やっと現在の果樹園にたどり着いたようです。規模は大熊の半分ですが、私共老夫婦のリタイヤを考え適正規模と考えたようです。最寄り駅から20キロの山の中です、子供たちの通学を考え駅から3~4キロの所に居を構え、毎日15~6キロ通勤農業です。

ちなみに私ども夫婦は駅から1キロ、病院・店舗に徒歩で行けるアパートをお借りしています。

お借りした梨畠は、開園50年近い畠ですが、主人の他界などがあり、経営が続かなかつたようです。私たちが見たところでは、土造りはますますですが、40数年生の樹が主体で一部に新品種などの改植や高接ぎが有りました。技術や、経営以前の問題が有ったようです。（現在は借入ですが、改植や店舗の改善なども有り2~3年内の買取りを同意しています。）

以後、改植、土造、など遣って居ますが、初年度は、収穫量（反収）大熊時代の10%。3年目の27年度で20%位のようです。

先生が指摘されているように、永続的に経営を安定させるためには、計画的な更新により、樹齢や品種の構成を保つことの重要性を感じています。お借りしている畠も以前は地域の模範的経営であったそうです。

私は、60歳を一期として後継者に経営移譲したのも、経営を法人化したのも農業が生業として、他の業種に見劣りしない職業であり、かつ永続的に引き継がれて行けることを願って、行いました。またそれらの行為もすべて、指導機関と言われた行政の指導の下に行っております。

その事が、いかなる理由にせよ、農家は皆一律に、法人は他業種の法人並みに。等等、簡便至上主義には納得できないのです。

大変幸いなことに、フルーツガーデン関本は、大熊在住時代の多くの顧客に今も支えられ、希望をもって、新天地での再生に頑張っています。

今後ともご指導のほどよろしくお願ひいたします。

28年1月22日 関本好一